

○厚生労働省告示第百七十三号

後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十一号）第四条第二項及び第四項並びに第五条第四項の規定に基づき、令和五年度における後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令第四条第二項及び第四項並びに第五条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める普通調整係数及び補正係数並びに一人平均所得額を次のように定める。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣 武見 敬三

令和五年度における後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令第四条第二項及び第四項並びに第五条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める普通調整係数及び補正係数並びに一人平均所得額

令和五年度における後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（以下「省令」という。）
第四条第二項及び第四項並びに第五条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める普通調整係数及び補正係数並びに一人平均所得額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率又は額とす

る。

区分	率又は額
省令第四条第二項の厚生労働大臣が定める普通調整係数	○・九五八九二三四九八七八
省令第四条第四項の厚生労働大臣が定める補正係数	一・〇四四五七四五一二一四
省令第五条第四項の厚生労働大臣が定める一人平均所得額	五十一万七千三十三円